## 新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

### 相談からPCR検査まで

## 相談の目安 以下のいずれかに該当する場合には、すぐに相談してください

- ①息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱などの強い症状のいずれかがある場合
- ②重症化しやすい方(※)で発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状のある場合
  - ※高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPDほか)などの基礎疾患のある方や透析を受けている方、 免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方、妊婦の方
- ③上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が4日以上続く場合



#### 相談・受診

## 受診 検体採取

## 紹介状のある方のみ

相談の目安 に該当する 症状のある 方

## 電話で確認のうえ受診

鶴ヶ島市・坂戸市医療機関 (かかりつけ医)

診療・治療

医師が必要性を判断しPCRセンターを予約・紹介します。

### 坂戸鶴ヶ島医師会 PCR検査センター

(ドライブスルー方式)

マスクを着用し、自動車で受診していただきます。

# 民間検査機関または県機関

PCR検査

陽性が判明した方には坂戸保健所の指示に従っていただきます。

海外渡航歴 のある方・ 濃厚接触が ある方

## 帰国者・接触者 相談センター

(坂戸保健所) ☎283・7815 麻 284・2268 帰国者・接触者外来

#### 総合的な相談窓口(24時間対応)

- ■埼玉県新型コロナウイルス感染症県民サポートセンター ☎0570・783・770 風048・830・4808
- ■外国人向け相談ホットライン(埼玉県国際交流協会) ☎048・711・3025

## 、向け相談ホットライン(埼玉県国際

## 子育て世帯臨時特別給付金について

問合先 こども支援課子育て支援担当

新型コロナウイルス感染症による経済環境悪化の影響などを踏まえ、臨時の特別な給付措置として児童手当受給世帯に対し、15歳以下の児童1人につき1万円を給付しています。

#### 鶴ヶ島市から児童手当を受給している方へ

5月29日(金)に児童手当指定口座に給付金を振込みました(通帳などでご確認ください)。

※ 特例給付(児童1人につき月額5000円)の方は、この 給付金の対象となりませんのでご了承ください

#### 公務員の方へ

公務員の方は申請が必要です。給付を希望する方は期日 までに申請してください。

**期日** 9月30日(水)

なお、申請は担当まで原則郵送でお願いします。

## \_

## 特別定額給付金の申請はお済みですか

**問合先** 新型コロナウイルス対策支援室コールセンター **☆**227・3565

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、国の緊急経済 対策として、国民1人あたり10万円を支給するため、特 別定額給付金の申請を受け付けています。

申請書は、令和2年4月27日時点で鶴ヶ島市の住民基本台帳に登録されている世帯主あてに郵送しました。

まだ申請がお済みでない方でご希望の方は、申請していただきますようお願いします(一世帯1回限り)。

もし、お手元に申請書が届い ていない場合は、コールセン ターまでご連絡ください。

締切 8月17日(月)

※ 消印有効



## 新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

### 新型コロナウイルス感染症にかかる保険料(税)減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、保険料(税)が減免となります。

#### ※ 共通事項

#### 【保険料(税)の減免の対象となる方】

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯の方
  - ➡保険料(税)を全額免除
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方

#### ➡保険料(税)を一部減額

| 国民健康保険税  | 後期高齢者医療保険料 | 介護保険料  |
|--|------------|--|
| (1)から(3)のすべてに該当すること  |            | (1)(2)のどちらも該当すること  |
| (1)事業収入や給与収入など、種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3<br>以上減少する見込みであること |            | (1)事業収入や給与収入など、種類ごとに<br>見た収入のいずれかが、前年に比べて<br>10分の3以上減少する見込みであること |
| (2)前年の所得の合計額が1000万円以下であること                                   |            | (2)収入減少が見込まれる種類の所得以外<br>の前年所得の合計額が400万円以下であ<br>ること               |
| (3)収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年所得の合計額が400万円以下であること                   |            |  |

#### 申請・問合先

保険年金課国民健康保険担当

保険年金課高齢者医療担当

介護保険課介護保険担当



詳しくはこちら

詳しくはこちら

## 国民年金免除に係る臨時特例手続き

#### 問合先 保険年金課国民年金担当

新型コロナウイルス感染症の影響によって、収入が減少 した方が国民年金保険料の免除を受けることができる臨 時特例手続きが5月1日から始まりました。

#### 対象者

令和2年2月以降に新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方で、令和2年度中の所得の見込額が、現行の国民年金保険料の免除などに該当する水準になることが見込まれる方

#### 対象期間

令和2年2月分以降 ※ 申請は2~6月分で一度申請が必要となり、7月分以降は改めて申請が必要です

#### 必要書類

①一般の方 免除申請書および所得の申立書(臨時特例用)、②学生の方 学生納付特例申請書、所得の申立書(臨時特例用)および学生証のコピー

#### 手続き方法

必要書類を担当または川越年金事務所へ提出してください。 ※ 免除申請書などは、日本年金機構のホームページからダウンロードすることができます。申請書の提出は、できる限り郵送での手続きをご利用ください

## 妊娠中の方へ布マスクを配布します

詳しくはこちら

**問合先** 保健センター☎271・2745

国による「新型コロナウイルス感染症予防対策」として、 一層厳密な感染予防を図る必要があることから、妊婦の 方に布マスクを配布します。

#### 対象者

配布を希望する妊婦の方

- ①鶴ヶ島市に住民登録がある妊婦
- ②鶴ヶ島市に里帰りをしている妊婦

#### 配付枚数

月2枚 (例)妊娠3か月の方 16枚

#### 配布場所

保健センター

#### 配付時間

8時30分~17時15分(土・日曜日を除く)

#### 持参するもの

母子健康手帳

#### 取りに来る方

妊婦本人(代理の方も可)

